講演録①

滞納は市民のSOS　滞納から支援につなげるために
市民に寄り添う野洲市の挑戦

8月24日に長野県社会保障推進協議会（以下県社保協）は代表者会議を開催し、記念公開講演会として、「滞納は市民のSOS　～滞納から支援につなげるために～」と題し滋賀県野洲（やす）市の山仲善彰市長に講演いただき、県内の議員や行政担当者を含めて約130人が聴講した。

貧困と格差が拡大によって生活困窮世帯は増加して、「高すぎる国保料」や「税金」などが払えず、やむなく滞納する世帯が増加している。こうした滞納世帯に対して、一括返還を迫る強引な徴収、差押え禁止基準を無視した違法な差押えを行う自治体も増えており、「給料の全額が差し押さえられ、暮らしていけない」などの悲痛な相談が各地で寄せられている。その一方で強引な取り立てではなく、滞納した市民に寄り添い生活困窮者を支援するといったユニークな取り組みをしている自治体があるということで、社保協では今回の講演会を企画した。

山仲市長は1977年に滋賀県庁に入庁。2008年に野洲市長に就任して現在で3期目。滋賀県庁では課税徴収の現場にも携わり、滞納者の実態を肌で感じ、その経験が現在の市政にもつながっている。野洲市の債権管理条例は別名「ようこそ滞納していただきました条例」と呼ばれ行政が困窮者の生活再建に寄りそう市政運営は市民から信頼が寄せられ、市役所職員も誇りをもって働いているという。本誌では講演内容を2回に渡って紹介する。

滞納は生活困窮のシグナル

野洲市では早くから生活困窮の課題に取り組んできた。生活困窮者自立支援法ができたのも野洲市を前提にして制度設計がされている面がある。野洲市の制度は生活困窮の現状から何とか自立をしていただきたいということで築き上げてきた制度だ。困窮にいたるには様々な要因があるが市民を取り巻く脅威を均等に、対等に位置付けて市民が自立した生活を送れるようなサポートが必要だと思う。

満席となった講演会

腹が立つから税金を払わないとか、市役所の職員の対応が悪かったからもう税金は払わないといったような方はゼロではないが、基本的には生活が厳しいから税金を払いたくても払えないということで滞納が起こってくる。つまり、滞納の根っこには生活困窮がある。税の場合は催告、督促してすぐに差し押さえできることになっている。生活が厳しくて払えない方に差し押さえをすれば余計に生活は厳しくなるわけでこれは市がやることではない。私たちが経験を重ねながらやってきたことは、滞納はシグナルと受け取り、どこかに生活困窮の問題があるのではないか考え、税や料金を徴収する前に生活支援と納税支援を一緒にしていく、そのために市が持っている様々な資源、市民活動、民間支援も含めてそれらを活用して生活再建を目指して滞納を解消しようということだ。差し押さえして徴収する方法だと滞納は解消するかもしれないが生活自体が破壊される。

債権管理条例で滞納債権を一元化　市にも納税者にもメリット

税の滞納の場合は督促から差し押さえの間が結構不透明で徴税員の裁量に任されているのが実態で不透明で効率が悪い。払っていただけないところに何回も出かけて、仕事をしているようでありながら仕事になっていないし、職員もやりがいがない。そこを制度化することと市民生活を破壊しないということを基本に債権管理条例を作った。条例の狙いの一つは透明化で滞納整理のルール、手の内を市民の皆さんに明らかにする。もう一つは市が持っている債権の一元化である。税債権は差し押さえができるが、給食費や市営住宅、水道料金などは民間と同じ債権なので訴訟を起こさない限りは回収ができない。これをすべて一元化すると市も合理化できるし納税者にもメリットがある。

例えば市民税を滞納している方が市営住宅に住んでいるとすれば当然生活は厳しく住宅費も滞納となる。水道料金も滞納かもしれない、子供がいれば給食費も滞納となっている。一般的にはその方に対しては税務課の職員、給食費なら教育委員会、水道なら水道事務所の職員、軽自動車税が滞納ならその担当がそれぞれ行くことになる。市役所にいったらそれら全部払わないとだめということになるので躊躇する。ルールを示すとともにある方の債権を一元化して一人の職員あるいは二人くらいのチームで対応する。もう一つは最初から滞納した方に取り立てに行くのではなく生活困窮の問題がないかどうかをフィルターにかける。これが債権管理条例の仕組みだ。この合理化は市にとってもかなりメリットがある。それぞれの部局が出かけていかなくても良く、滞納となった段階から一元化することで非強制徴収債権も対応ができる。納税者の方のメリットとしては税が違っても同じ人しか来ないし、すべてを名寄せして対応できるので返済計画も立てられる。また、滞納になった場合に納付相談によっていきなり滞納整理に入るのではなくきちんと評価した上で徴収停止とか債権放棄して、負の欠損処理をする。安易なモラルハザードはだめだが、払えない、払ってもらえない債権のために何回も出かけたり、債権管理のコストを考える必要がある。生活再建を優先して滞納分のお支払いいただくとともに、突き詰めて本当にだめなものについては債権放棄などで債権を消していくということを債権管理条例でやっている。こうしたことをすると、一般的には納付率が悪くなるのではないかといわれるが、税に関していえば納付率は増えている。国保はちょっと下がっているが、国保は別の要因で結構厳しいためだ。いずれにしろ税をみると野洲市のようにしていても納付率は下がらない。

野洲市　山仲市長

市民生活相談課を中心にネットワーク化

野洲市の場合は市民生活相談も基本的に直営で市の職員がやっている。こだわるわけではないが、市全体の資源を活用しようとすると窓口は市の機能であったほうがより効果的にできる。自治体によっては指定管理でやっているところもあるが、野洲市では直接、市の職員があたっている。ここへ相談に来ていただくというのは町の取り組み、あるいは職員に対する信頼がなければできない。裏返せば町のサービスを信頼していただけるから相談に来ていただけるのだろうと思っている。信用されない職員とか、信用されない組織には誰も自分の生活困窮に関して相談に来ないし、シグナルを受けて職員が出かけていってもまともに向き合っていただけないと思う。まずは、市の機能を最大限に使って市民サービスをする。市民の抱えている課題は様々な分野に渡る、野洲市の場合はまずは市民生活相談課というのを設けてそこに一元化し、まずはここが中心となって動く。基本的には市のほぼ全部の組織がつながる形でネットワーク化されている。市民生活相談課を束ねる市民部の部長をトップに庁内の体制を組んでいる。庁内だけではなく関連団体、自治会や様々なサービス事業者、社会福祉協議会等々と連携しながら市内あるいは市外も含めて資源を最大限活用する形で進めている。例えば税のセクションは普通は閉じこもった組織だが、何回も滞納者のところに出かけて行って成果が上がらないよりは一緒にやった方が良い。最終的にいただけるので成績も上がる。生活困窮の中で対応することによって滞納も解消できるため担当官もメリットが享受できるので一緒にやろうということになる。

相談者が相談に訪れるきっかけは他の部署、他機関からの照会が多く、相談会でいくら店を開いて待っていてもだめだ。他の部署でどこが多いかというと納税推進課で、どこへ紹介するかというと法的な要素がかなり強いので弁護士さんや司法書士さん等々になる。私が就任した平成20年が一番ピークで市が巨額な多重債務を解消していた。解消するというのは生活困窮を解消するとともに隠れている資産を発見してあわせて納税もいただく。市がかかわる中で多重債務が解消できるということは滞納も解消するといったように実績を重ねてきた。　（次号に続く）

活動日誌

7/13-14 保団連夏季セミナーが東京で
7/16 地域医療委員会
7/17 保険でより良い歯科医療を長野連絡会事務局会議
7/18 正副会長会議
7/20 新規事務局員採用試験（筆記）
7/21 特養あずみの里業務上過失致死事件裁判弁護団会議
7/23 理事会（462号6面参照）
7/25 保険でより良い歯科医療を全国連絡会（電話会議）
7/26 特養あずみの里業務上過失致死事件裁判支援する会事務局会議
7/28 北信越ブロック会議が新潟で
8/1 会計監査（本号6面参照）
8/1-2 保団連機関紙大学が東京で
8/2 長野県社会保障推進協議会事務局会議 / 福祉医療給付制度の改善をすすめる会
8/3 保団連歯科理事会議が東京で